

琵琶湖流域下水道事業地方公営企業法適用基本方針(案)について

1 趣旨等

琵琶湖流域下水道事業においては、公衆衛生の向上、生活環境の改善および琵琶湖等の公共用水域の水質保全に資するため、下水道施設の整備を急速に進め、事業の普及・拡大を図ってきた。

今後は、収入の大幅な増加が見込めない中、施設等の改築更新を適切に行うことなどの課題に対応していく必要があり、普及・拡大を行う「整備」から、経営資源を適切に管理・活用し効果的・効率的に事業展開する「経営」に重点を移していくことが求められている。

また、国からは平成31年度中の地方公営企業会計の適用が要請されている。

こうしたことから、地方公営企業法を適用し、より経済性を発揮し、持続可能な経営を図ることとする。

2 経緯

- ・平成27年10月8日：第1回下水道審議会全体会議（諮問）
- ・平成27年11月30日：第1回下水道審議会経営部会（課題整理）
- ・平成28年2月8日：第2回下水道審議会経営部会（答申案）
- ・平成28年3月14日：第2回下水道審議会全体会議（答申案）
- ・平成28年3月25日：下水道審議会答申
- ・平成28年7月5日：下水道協議会（構成員：知事、市町長）臨時会議
- ・平成28年10月19日：下水道協議会定例会議（市町了承）

3 今後の予定

- ・平成28年12月：基本方針策定
- ・平成31年4月：地方公営企業法適用